

2017年(平成29年) 3月
湯浅町社会福祉協議会・湯浅町ボランティアセンター
電話:63-5175 FAX:63-3304
Mail:yuasashakyo-361@violin.ocn.ne.jp



やすらぎボランティアさん募集中です (^ ^)

湯浅町ボランティアセンターでは、現在146名の方々が「やすらぎボランティア」として登録し、様々なボランティア活動に取り組まれています。

ボランティア活動は、地域や社会をよりよくしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊にしてくれる力を持っています。

みなさんも、やすらぎボランティア活動に参加しませんか(^0^)/

◎調理ボランティア(2週間に1回 午前9時30分～10時30分)

【サービス利用者の方の昼食作りや配食サービスのお弁当の調理】

◎配食ボランティア(週1回 午前10時30分～11時30分)

【配食サービス利用者宅へのお弁当を配達】

◎送迎ボランティア(週1回 午前8時30分～9時30分、午後4時30分～5時30分)

【サービス利用者の方の送迎】

◎入浴ボランティア(2週間に1回 午後1時30分～3時30分)

【サービス利用者の方の入浴介助】

※活動日や活動頻度、時間等については、相談の上、調整して頂くことが可能です。

ボランティア活動に関するご相談・お問合せは、社協(63-5175)までお願いします (^ ^)

◎湯浅町ボランティアセンターでは、以下の物を収集しています◎

◎「エコキャップ」(飲料用ペットボトルのキャップ)

⇒キャップは軽く水洗いして頂けると大変助かります。

※調味料等のキャップは収集の対象となりませんので、ご注意ください。



◎「使用済み切手」

⇒消印部分に人気がありますので、消印部分をそのままに周囲2cm程度を切り取って下さい。

◎「空き缶のプルトップ」

「洗濯ボランティアグループかがやき」がお手伝いします(^ ^)

洗濯ボランティアグループ「かがやき」では、一人暮らし高齢者の方が入院した時、「洗濯をしてくれる人が居ない」「家族が遠方に暮らしていて有田郡内の病院までの行き来が大変」などの理由で困っている方のお手伝いします。

- 対象者 町内在住の一人暮らし高齢者の方
- 利用料 1回300円(5枚綴り)
※但し、生活保護世帯は半額です。
- 活動範囲 有田郡内の病院
- その他
 - ①社協にて利用申請用紙に必要事項を記入してもらいます。(代理可)
 - ②5枚綴り(1,500円)の利用券を購入してもらいます。
使い切れない分については、退院後、精算します。
 - ③利用曜日(週1回)を決定し、サービスを開始します。



※お問合せ・ご相談は、社協(63-5175)までお願いします(^ ^)



災害時に備えて・・・

「和歌山県災害ボランティア登録」



和歌山県社会福祉協議会では、近い将来発生が予想される東南海・南海地震や県内外の災害に備え、災害が発生した時に迅速かつ効果的に救援活動が行えるよう、事前の「災害ボランティア登録」を行っています。

- 登録されると 和歌山県社会福祉協議会より、災害ボランティア登録証が発行され、必要な情報提供や研修会の開催、災害時対応訓練への参加の案内が行われます。
- 登録の条件 満15歳以上である者(登録しようとする年度の4月1日現在)
※18歳未満(但し、学生の場合は18歳になる年度の末日まで)の場合は、保護者の承諾が必要となります。
- 登録実施機関 和歌山県社会福祉協議会
- 登録方法 和歌山県社会福祉協議会のホームページより「災害ボランティア登録申込書」をダウンロードし、郵送等で申し込んで下さい。
「災害ボランティア登録申込書」については、湯浅町社会福祉協議会でも配布を行っています。
- お問い合わせ先 和歌山県社会福祉協議会(電話:073-435-5220 FAX:073-435-5221)